子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第48号議案 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件の市長提出議案、並びに議員提出議案の乙第1号議案岡山市こどもの権利に関する条例の制定についてであります。

これらの議案審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、第48号議案 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、一部の委員から反対があり、賛成多数で、その他の議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決並びに同意すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の経過において特に議論となりました点について ご報告いたします。

まず、乙第1号議案 岡山市こどもの権利に関する条例の制定についてであります。

これは、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、こどもの権利に関し基本となる事項を定めることにより、こどもの権利が社会全体で保障され、こどもが夢や希望を

持ち、将来にわたって幸福な生活を送るために条例を制定するものです。

委員から、この条例の岡山市らしさ、アピールポイントは何か、 との質問があり、提案者から、先行他都市の条例と比べ岡山市らし さをいかに出していくかを常に意識し、こども未来創造調査特別委 員会でしっかりと議論を行ったなかで、主権者である子どもに関わ っていこうという思いから、高校生未来創造議会をはじめとした、 岡山市議会の2年間の取組に連動し、議会の責務について規定し、 努力規定ではありますが、当局の理解もあり、子どもの審議会等へ の参加についても規定した、との答弁がありました。

次に、甲第88号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算(第8号)についてのうち、歳出第10款 教育費中、学校給食費負担軽減支援事業について であります。

本事業は、物価高騰等を受ける保護者の学校給食費の負担軽減を 図るため、保護者負担分に対して、小学校、中学校の一食あたりの 給食費の支援を行うものであります。

委員から、税金を投入して負担を下げていることを保護者に示すべきではないか、との質問があり、当局から、現状はできていないが、給食費の通知に合わせて、支援の内容を知らせることを考えていきたい、との答弁がありました。

以上、本委員会における審査の経過をご報告いたしましたが、このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会で出された意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、子ども・文

教委員会の報告を終わらせていただきます。